

第4期

国富町地域福祉計画



国富町

令和7年3月

もくじ

第 1 章

1	計画策定の趣旨.....	1
(1)	計画策定の背景.....	1
2	計画の位置付け等.....	4
(1)	計画の位置付け.....	4
(2)	地域福祉の計画的な推進と担い手.....	5
(3)	計画の推進期間.....	6
3	計画の範囲及び「地域」の捉え方.....	7

第 2 章

1	人口・世帯数の動向.....	9
(1)	人口の動向と世帯数.....	9
(2)	出生数の推移.....	10
(3)	高齢者人口の推移.....	10
2	福祉にかかわる状況（関連組織の概要等）.....	11
(1)	社会福祉協議会.....	11
(2)	国富町における地域福祉活動について.....	14
(3)	ボランティア登録団体の活動について.....	16

第 3 章

1	地域福祉を推進するしくみづくり.....	19
2	適切な福祉サービスの利用促進.....	21
3	安心して産み育てられるしくみづくり.....	22
4	安心して暮らせるまちづくり.....	24
5	人にやさしい環境づくり.....	26
6	健康づくりの支援.....	27
7	地域福祉を支える人づくり.....	28
8	ノーマライゼーションの地域づくり.....	29
9	こころのレクリエーション.....	30
10	地域活動の拠点づくり.....	31
11	就労・雇用の推進.....	32

第 4 章

1 基本理念.....	34
2 計画推進のための視点.....	35
(1) 町民の積極的参加.....	35
(2) 地域共生社会の実現に向けて.....	35
(3) 男女共同参画.....	35
(4) 福祉文化の創造.....	36
3 計画の基本目標.....	37

第 5 章

1 施策の取り組みに向けて.....	40
2 施策の方向性	
(地域福祉は人づくり)	41
(1) 町民活動やボランティア活動の活性化・人材育成.....	41
(2) 支え合いを基本とした町民意識の向上.....	42
(3) 福祉教育・生涯学習の充実.....	43
(4) 心のバリアフリーの推進.....	44
(5) 企業などへの意識啓発.....	45
(情報・相談の充実とサービス利用の促進)	47
(1) 情報収集・情報提供体制の充実.....	47
(2) 相談体制の充実.....	48
(3) サービス利用の促進.....	50
(地域福祉推進のためのしくみづくり)	52
(1) 保健・医療・福祉などの連携.....	52
(2) 福祉拠点の充実.....	53
(人にやさしいまちづくり)	54
(1) まちのバリアフリーの推進.....	54
(2) 防災・防犯を通じた地域コミュニケーションの活性化.....	55
(3) 高齢者・障がい者などの移動・移送手段の充実.....	56
(4) 権利擁護の推進（国富町成年後見制度利用促進基本計画）	57

第 6 章

1 計画の周知及び点検・見直し.....	61
(1) 計画の周知・啓発.....	61
(2) 計画の点検.....	61
2 計画推進に向けた行政支援の充実.....	62

(1) 庁内体制の整備（関係各課との連絡体制の充実）	62
(2) 地域福祉を推進する行政職員の育成	62
(3) 厳しい経済状況における財源の確保	62
(4) 様々な施策展開における調整	62
3 計画推進に向けた体制	63

第 7 章

1 計画策定の背景及び趣旨	65
2 計画の位置づけ及び期間	66
3 計画の基本方針	67
4 重点課題を克服するための施策の推進	70
(1) 就労の確保	70
(2) 居住の確保	71
5 保健医療・福祉サービスの利用支援	73
6 非行の防止	75
7 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進	76
8 関係機関・団体等との連携強化	78

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様化・複雑化した「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉推進の理念」が明記されました。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、民間企業、行政などが主体的に関わり合い、協力することにより、地域生活課題の解決に取り組む考え方です。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域福祉のための事業の健全な発達」、「地域福祉活動への住民の参加の促進」を一体的に定めることを目的として市町村が策定する行政計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が主体となり、地域住民やボランティア団体、福祉や介護事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的に策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉推進のための理念と仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための地域の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」の両計画に基づき、住民自らが、行政・関係団体等と互いに協働しながら、地域生活課題を解決するための様々な活動に積極的に参加していくことを目指すこととします。

また、ひとり暮らしの高齢者の増加をはじめとし、高齢者の孤独死、ひきこもり、自殺、子育て家庭の孤立や児童虐待、高齢者虐待の増加、貧困の拡大など、様々な課題が絡み合っ

て多様化・複雑化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態は、人々の生活に大きな影響を与えました。

これらの課題に加え、近年、全国各地で大規模自然災害の発生が続く中、災害時における高齢者や障がい者等の福祉的支援のニーズの高まりから、福祉・保健・医療の連携によるきめ細やかな支援が求められるようになったほか、国民の安全と安心を確保するため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）の施行、それに基づいた「再犯防止推進計画」（平成 29 年 12 月閣議決定）の策定など、地域福祉を取り巻く新たな動きや課題が顕在化しています。

このような課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民をはじめ、ボランティアや各種団体、行政などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け、これまで以上

に地域福祉を推進していく必要があります。

また、国においては、平成 30 年 4 月 1 日に「地域共生社会」の実現に向け、改正社会福祉法が施行され、地域福祉計画の策定について任意とされていたものが努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉及びその他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。宮崎県においては、国の方針を踏まえ、令和 3 年 3 月に「宮崎県地域福祉支援計画(第 4 期計画)」を策定し、計画の基本目標を「ともに支え合い、自分らしく活躍できる、地域共生社会の実現」とし、広域的な見地から地域福祉の推進を図っています。

＜社会福祉法（抜粋）＞

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 〔略〕

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 〔略〕

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2・3 〔略〕

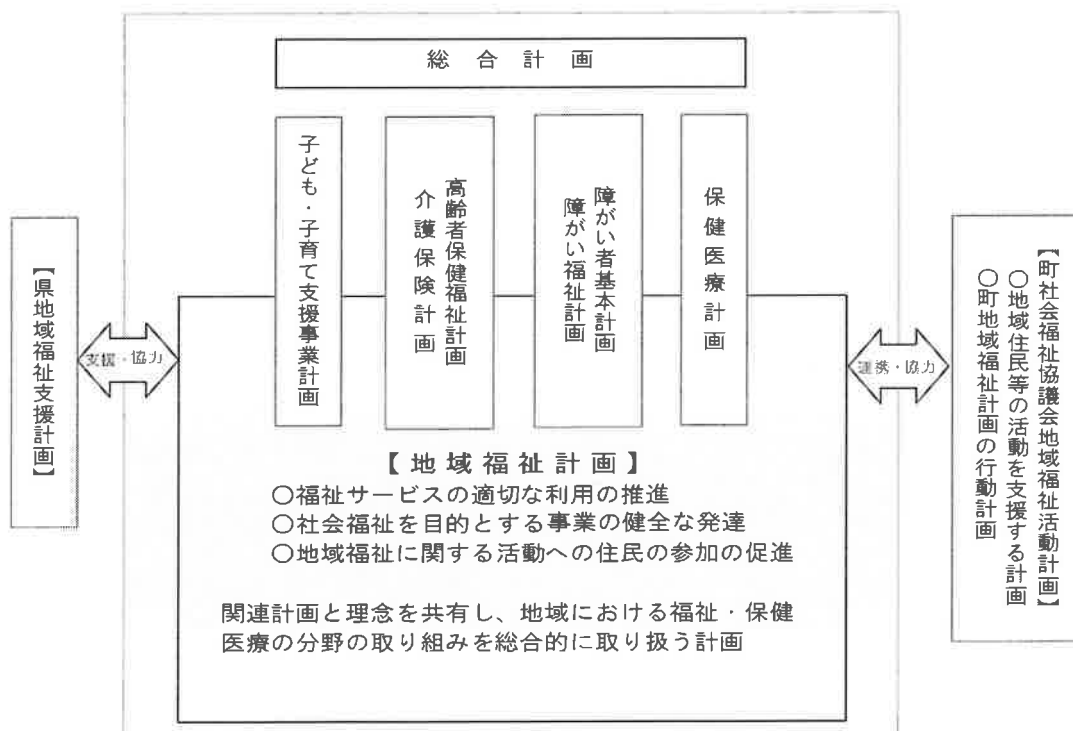
2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

本計画は、町全体の指針となる「総合計画」を上位の計画とし、関連する部門別計画である子ども・青少年部門の「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、高齢者部門の「高齢者保健福祉計画」、障がい者部門の「障がい福祉計画」及び保健医療部門の「保健医療計画」と相互に理念を共有し、地域における福祉・保健医療の取り組みを総合的に取り扱う計画とするとともに、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画とします。あわせて、高齢者福祉、子育て支援・児童福祉、障がい福祉など、各福祉分野の行政計画との整合性・連携を推進しながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、町民の生活全般にわたる福祉向上を推進することを目標とします。

また、社会福祉法第 108 条に基づく「宮崎県地域福祉支援計画」と連携・協力を図ります。

※関連計画等との関係



（２）地域福祉の計画的な推進と担い手

社会環境や福祉政策が変化する中、地域社会や町民生活における問題や福祉ニーズは多様化、複雑化してきており、個人や家族、公的な福祉サービスだけでは対応が難しいことから、地域みんなで助けあい、支えあうことが必要です。

また、住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らしていくためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった分野の垣根を取り払い、地域という視点でとらえることが重要になります。

地域福祉の担い手は、本町に住んでいる人、本町で働いている人、自治会、商店、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、ＮＰＯ、社会福祉施設、社会福祉協議会、町など地域社会を構成するわたしたち全員です。

そして、地域福祉の受け手はすべての地域住民です。

【地域福祉】

【地域福祉】

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

「社会福祉法」では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。

（３）計画の推進期間

この計画の期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間とし、最終年度には見直しを行います。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の範囲及び「地域」の捉え方

計画における地域福祉を推進していく対象エリアは、国富町全域です。

地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細やかに対応していくには、一定の範囲の「地域」設定が必要になります。地域福祉活動を推進する上では、より身近な生活範囲である各自治区が見通しやすい小学校区の区域を基本とします。

しかし、「小学校区」の地域で全ての地域課題を解決することは困難です。「地域」は、「ご近所」、「行政区」、「小学校区」、「中学校区」、「国富町全域」におおむね区分されます。

地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、実施する活動内容などにより、柔軟に取り組んでいます。

第 2 章

国富町の現状

1 人口・世帯数の動向

(1) 人口の動向と世帯数

本町の人口は、令和6年10月1日現在17,603人で、平成30年から減少傾向です。1世帯あたり人数は2.33人で、いずれも減少傾向となっています。

表 総人口と世帯数（人、世帯）

	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
人口	19,128	18,859	18,717	18,398	18,243	18,027	17,757	17,603
世帯数	7,628	7,638	7,665	7,494	7,485	7,484	7,481	7,542
1 世帯あたり人数	2.50	2.47	2.44	2.46	2.44	2.41	2.37	2.33

※現住人口（各年10月1日現在）

年少人口（0-14歳）及び生産年齢人口（15歳から64歳）は、減少傾向となっています。

表 年齢3区分別人口（人）

	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
0-14 歳	2,171	2,167	2,150	2,109	2,100	2,077	2,010	1,990
15-64 歳	10,209	9,851	9,680	9,422	9,202	8,962	8,772	8,646
65 歳以上	6,748	6,841	6,887	6,867	6,941	6,988	6,975	6,967

(2) 出生数の推移

出生数は、平成28年から令和5年まで増減を繰り返す傾向で推移しています。

表 出生数の推移（人）

	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
出生数	120	97	120	96	90	106	105	91

※住基人口（各年3月末）

(3) 高齢者人口の推移

65歳以上の高齢者人口は毎年増加しており、総人口に占める65歳以上の人口が21%を超える超高齢化社会となっており、約3人に1人が高齢者という状況です。

表 65歳以上人口と高齢化率の推移（人、％）

	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
65 歳以上	6,748	6,841	6,887	6,867	6,941	6,988	6,975	6,967
高齢化率	35.3	36.3	36.7	37.3	38.0	38.8	39.3	39.6

2 福祉にかかわる状況（関連組織の概要等）

（１）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体（略して「社協」と称します。）で、社会福祉法人として、社会福祉法第 109 条に基づき、地方公共団体ごとに組織された団体です。

ここでは、住民や民生委員・児童委員、様々なボランティアなどの参加・協力のもと、住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

① 組織

国富町社会福祉協議会では、困りごとを抱えた住民を支援するために、総合相談事業や老人給食サービス、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業など、様々な福祉サービスを行っています。

また、多様化する福祉ニーズに応えるため、ボランティア養成講座を開催し、ボランティアのスキルアップ支援にも取り組んでいます。研修を受講したボランティアには、高齢者などを対象とした「居場所づくり」事業や、子どもの育成支援を行う「宅食くにとみ・つむぎ便」事業に協力していただいております、住民と連携しながら、地域福祉の向上に取り組んでいます。

この他、近年は、災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」としての役割も大きくなっています。

このように、国富町社会福祉協議会は、地域の様々な社会資源とつながり、そのネットワークを通じて、住民参加による協働のまちづくりへ向けて、地域の最前線で活動しています。

② 事業概要

社会福祉協議会

地域福祉事業・活動の推進

- ◎ 各区長（福祉委員） 年度当初に、社協活動等の説明会を実施しています。
- ◎ 社会福祉法人間連携 公益的な取り組みを推進するために、定期的に社会福祉法人等連絡会を開催しています。
- ◎ 民間事業者との連携 民間事業者と協定を締結し、地域見守り「つむぎ・くにとみ応援隊」を結成しています。
- ◎ ボランティアセンター事業 ボランティア養成講座の開催や、ボランティア活動（地域の清掃）、ボランティアまつりを中心に、ボランティア活動の普及・啓発と住民参加のまちづくりに努めています。

また、地域住民や災害ボランティア、関係機関に協力をいただきながら、災害ボランティアセンター運営訓練を年 1 回開催しています。

総合相談事業・活動の推進

- ◎ 心配ごと相談 毎月第1木曜日に、生活全般の心配ごと相談会を無料で行っています。相談日以外も、社協職員が電話相談を受け付けています（☎75-6267）。
- ◎ 司法書士専門相談 毎月第2第4木曜日に法的な専門相談会を無料で行っています。
- ◎ セーフティネット事業（県） 社会福祉法人による自主的な社会貢献の取り組みとして、社会福祉法人、社協、関係団体等と連携・協働しながら総合生活相談事業や経済的援助（現物支給）を行っています。
- ◎ 生活福祉資金貸付事業（県） 貸付を通して、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携しながら、利用者の自立の促進を図ります。
- ◎ 日常生活自立支援事業（県） 軽度認知症や知的・精神障がい等の方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行っています。
- ◎ 成年後見制度中核機関設置への支援 地域包括支援センターと連携し、成年後見制度に関する相談受付及び広報・啓発活動ができる体制づくりを推進します。
- ◎ フードバンク活動 生活困窮など生活上の困難に直面している世帯を対象に、総合相談及び食糧支援を行っています。

在宅福祉サービス事業の推進

- ◎ 老人等給食サービス事業 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯及び障がい者で、配食を希望される方に対し、配食を行っています。配食による食生活の改善と健康維持増進だけでなく、見守りも行っています。
- ◎ 外出支援サービス事業 1人で移動することが困難な高齢者及び心身障がい者を対象に、リフト車両等を使って町内外の病院への通院等の外出支援サービスを提供しています。

居場所づくり活動の推進

- ◎ くにとみほっとカフェ活動 社会福祉法人間連携支援事業として、高齢者などが安心できる時間を過ごし、相談も行える「居場所づくり事業」を行っています。
- ◎ クリスタル・カフェ活動 人とのコミュニケーションが苦手な方や物忘れが気になる方・予防したい方や、その家族の方を対象に、カフェ「ほっとひといき Crystal」のご協力のもと、カフェでの「居場所づくり事業」を月2回開催しています。

各種団体活動支援の推進

- ◎ 民生委員児童委員協議会 毎月1回、定例会を開催し、情報共有及び研修会等を実施しています。
- ◎ 高齢者クラブ 高齢者クラブの活動支援を行っています。

- ◎ グラウンドゴルフ協会 協会活動の後方支援とグラウンドゴルフ活動の普及推進を行っています。
- ◎ ふうせんバレーボール活動 ふうせんバレーの会「うづら車」の活動支援とふうせんバレー活動の普及推進を行っています。

日本赤十字社国富町分区活動の推進

赤十字の理想とする人道的任務の達成と精神のもと、火災や台風災害などで被災された方への災害見舞品の配布及び青少年赤十字(JRC)普及活動のほか、日赤社資活動資金の確保に努めています。

国富町共同募金委員会活動の推進

赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ」です。集められた募金は、外出支援サービス事業や相談事業等のほか、地域のボランティア団体支援や、宅食くにとみ・つむぎ便活動等に役立てられています。

(2) 国富町における地域福祉活動について

国富町では住みよい福祉の町づくりを進めています。

住民主体となって、地域ぐるみで、福祉活動を推進していくための組織づくりや活動支援を行っています。

◎ 民生委員児童委員協議会の活動について

地域で困りごとを抱える住民に対し、民生委員児童委員協議会では、民生委員児童委員が適切に対応できるよう、毎月、定例会を開催しています。

定例会では、研修会や情報交換を行っており、民生委員・児童委員への積極的な活動支援を行っています。

◎ ふれあいいきいきサロン事業について

地域住民やボランティアが、住み慣れた地域の中に高齢者の交流の場を作り、高齢者が安心して、いきいきと生活をする事ができるよう、地域での孤立や介護予防のための活動を推進しています。

■ 民生委員・児童委員の状況（令和6年4月）

区 分	本 庄	八代・深年	木 脇	国富町
民生・児童委員（人）	21	12	12	45
主任児童委員（人）	1	1	1	3
合 計（人）	22	13	13	48

■ いきいきふれあいサロンの状況（令和6年4月）

	サロンの名称	地域名	登録者数 （人）	設立年月日
1	サンライズサロン	六日町東	15	平成 12.8.24
2	平原サロン	平原	27	平成 12.9.5
3	六日町サロン	六日町	23	平成 13.6.22
4	ニコニコサロン	飯盛	20	平成 13.7.16
5	すしだサロン	須志田東	17	平成 13.12.12
6	八千代サロン	三名	20	平成 14.1.26
7	わくわくサロン	狩野・井水・栗 巣・門前	5	平成 14.4.23
8	いっチャがサロン	永山・旭・堀内	4	平成 14.6.4

9	ハッピー宮王丸サロン	宮王丸	24	平成 15.5.1
10	六野サロン	上六野・下六野	10	平成 15.5.1
11	森永サロン	森永	29	平成 15.6.16
12	寿サロン	十日町西	22	平成 16.9.25
13	法ヶ岳サロン	法ヶ岳	3	平成 16.11.25
14	萩原サロン	萩原	10	平成 17.8.9
15	須志田西サロン	須志田西	5	平成 19.9.25
16	大脇サロン	大脇	17	平成 14.3.22
17	やくしサロン	犬熊	19	平成 21.10.15
18	つるかめサロン塚原	塚原	22	平成 23.6.14
19	一丁田サロン	一丁田	15	平成 25.7.1
20	コスモス十日町サロン	十日町東	11	平成 27.8.5
21	ひまわりサロン	伊左生・尾園・今平・門前・栗巢	33	平成 28.7.27
22	栃木いこいサロン	栃木	17	平成 29.5.12
23	田尻サロン	田尻	21	平成 30.4.1
24	中別府サロン	中別府	9	平成 30.12.5
合計			398	

(3) ボランティア登録団体の活動について

国富町社会福祉協議会は、ボランティア活動の拠点となる「ボランティアセンター」の役割を担っています。

ボランティアセンターには、様々なボランティア活動を行っている個人・団体が登録しており、町内の様々な場所や分野で活動しています。

また、「ボランティアが必要な人とボランティアをしたい人」を繋げる役割も果たしています。

■ボランティア登録団体の状況（令和6年4月現在）

	団体名	会員数 (人)	主な活動内容
1	国富町高齢者クラブ連合会	673	伝承、環境美化、世代間交流、地域づくり等の社会参加
2	国富町赤十字奉仕団	112	施設訪問、環境美化、防災、行事参加
3	くにとみ菜の花コーラス	12	芸能(コーラス)
4	ふれあいいきいきサロン支援グループ	52	サロン支援、運営
5	社会福祉法人エデンの園	35	社会貢献活動
6	二音舞踊 吉三郎会	8	芸能(日本舞踊)、施設訪問
7	琴城流大正琴振興会宮崎支部 琴宮会	1	芸能(大正琴)、施設訪問
8	フットセラピー同好会	5	フットセラピー、施設訪問
9	本人の会 あおぞら	40	行事等へボランティアとして参加
10	国富手話サークル「みち」	9	手話普及、手話教室の開催
11	池山三弦道津軽三味線 池山会	5	芸能(三味線、民謡、太鼓、日本舞踊)、施設訪問
12	ふうせんバレーの会 うづら車	7	ふうせんバレーによる交流
13	三味の会 市木会	7	芸能(三味線、舞踊、太鼓、日本舞踊)、施設訪問
14	国富町音声訳グループ「フレンド」	15	音声訳(朗読録音)による視覚障がい者支援、読み聞かせ
15	国富町レクリエーション協会	11	レクリエーションボランティア活動
16	国富町商工会青年部	40	まちづくり活動
17	シニアサポートくにとみ	8	世代間交流、いきいきサロン等への支援、施設訪問
18	小波一明会	15	芸能(日本舞踊)、施設訪問
19	宮崎県立本庄高等学校		地域でのボランティア活動
20	竹細工くにとみ 真竹の会	17	竹細工教室

21	国富 丹遊会	12	太極拳(披露・施設訪問)
22	国富町文化協会	212	「芸能のつどい」のイベント開催
23	くにとみ史跡、文化ガイドの会	10	文化財、史跡ガイド
24	ガーデン・ユウ	5	町の施設等への花の植栽、環境美化
25	フォレスタ森の守り人	11	山の保全活動
26	まんぷくふくくる委員会	6	子ども食堂、フードパントリー活動
27	あったかごはんクラブ	3	地域食堂
28	東諸地域福祉コーディネーター連絡会	24	地域福祉の推進
29	養護老人ホーム あけぼの園	25	園庭の解放、災害時の軽トラ貸出
合 計		1,380	

第 3 章

地域福祉の現状と課題

1 地域福祉を推進するしくみづくり

【 現 状 】

○ つながりの希薄化

人口減少や少子高齢化、個々の価値観の変化、コロナ禍による生活様式の変化などによって、地域や住民のつながりが希薄化していることが問題になっています。

地域のつながりの希薄化の例として、地域の自治会に加入しない人が増えていることが挙げられます。これは、集団よりも個人を尊重するように社会が変化したことで、地域の一員という意識が薄れてきていることのひとつの表れだと考えられます。

また、様々な情報収集や手続きが、インターネットを使って24時間いつでも誰でもできるようになったことで、便利になったと感じる人がいる反面、機械操作に不慣れな人が利便性を感じるためには、誰かの手助けが必要です。そんな時、住民のつながりが希薄だと、「手助けしてほしい」と言いにくくなります。また、困っている人がいることにも気付きにくくなることで、「お手伝いします」と声を掛けることもできなくなっていくます。

そういった状況にならないよう、地域内のつながりを保っていくことが重要です。

○ 自治会や民生委員・児童委員との連携

何らかの支援が必要な時は、民生委員・児童委員と情報共有（※）を行う場合があります。最近では、自治会や民生委員・児童委員から、何らかの支援が必要と思われる方の情報が届けられることも増えています。

いざという時に適切な支援を行えず孤立することがないように、自治会や民生委員・児童委員との十分な連携を図っていく必要があります。

※ この情報共有は、民生委員・児童委員が、援助を必要とする住民の相談やその他の援助を行うために必要なものに限られます。また、民生委員・児童委員に対しては、民生委員法で守秘義務が課せられており、個人情報の保護や管理が徹底されるようになっています。

【 課 題 】

人口減少や少子高齢化の進行により、地域や住民のつながりの希薄化が問題となっています。これには、コロナ禍による生活様式の変化も一因と考えられます。ただし、このまま地域や住民のつながりが希薄化し続けると、様々なことを個

人で対処していかななくてはなりません。その結果、問題を抱えたまま孤立化する住民が増えたり、地域みんなでやってきた活動が減ったりし、地域の活気も失われていく恐れがあります。「地域とのつながりを持たなくても生活できる」という意見もあるかもしれません。

しかし、人が1人でできることには限界があります。そのため、地域の中で「手助けしてほしい」や「お手伝いします」とお互いに言いやすい関係性を築いていくことや、町民一人ひとりの中に「地域住民の一員である」という意識を醸成していくことが重要です。

また、変化する地域社会にも対応しながら、孤立化する住民を増やさないようにしていくために、自治会や民生委員・児童委員をはじめとする様々な関係者と連携し、効果的な取組みなどを推進していくことが求められます。

2 適切な福祉サービスの利用促進

【 現 状 】

○ 福祉サービスの理解度

多くのニーズに応えるため、丁寧な聞き取りと、相談内容にあった情報提供に努めています。

しかし、福祉サービスを初めて利用する際は、制度及びサービスの種類や内容を理解しがたい場合があります。

○ 福祉サービスに対する相談

サービス利用者が、事業者に対して疑問等を抱き、困った場合にどこへ相談してよいか分からない場合があります。

○ 福祉の総合窓口

障がい者・高齢者・児童といった各福祉分野で、総合的な相談が受けられる仕組みづくりに取り組んでいます。

しかし、各分野の相談窓口が連携した、「福祉の総合相談窓口の体制」としては十分とはいえません。

○ 要支援世帯

困窮世帯等や、病気であるにも関わらず、各種制度の対象とならないいわゆる「制度の隙間」にいる要支援世帯が存在します。

【 課 題 】

町民の生活様式や考え方が多様化するとともに、町民が求める福祉サービスも多様化する中で、町、事業者、ボランティアやNPOなどによる、様々な福祉サービスが提供されています。

しかし、どのようなサービスがあり、どのようにすれば利用できるかなど、情報が一元化されておらず、利用者側に必要な情報が伝わっていません。「利用者主体」という考えのもと、情報提供のあり方も含めて、より利用しやすいしくみを引き続き整えていく必要があります。

また、サービスを利用する側とサービスを提供する側は、対等な立場です。利用者側が、不利益を被らないよう福祉サービスの質の向上や、苦情処理体制の整備が必要です。利用者の権利擁護への配慮も欠かせません。

3 安心して産み育てられるしくみづくり

【 現 状 】

○ 保育ニーズの多様化

核家族化の進行などから、子どもを産み育てることについては、若い世代を中心に負担感があります。仕事と子育てを両立する上で、保育園等での乳幼児保育や、放課後児童クラブでの学童保育の充実が求められています。

○ 子どもの居場所

地域の中で、子どもたちの世代間交流や、子ども同士がともに過ごし一緒に遊ぶ時間が少なくなってきました。

また、地域で子どもを育てていくという連帯意識が、希薄になってきています。

○ 育児相談

親になったときに子どもとの関わり方がわからない、困ったときに相談したり育児の悩みを聞いたりしてくれる人がいない、相談に行きたくとも行けない、行き先がわからないといった声があり、育児相談体制の充実が求められています。

○ 要保護児童

児童虐待は、核家族化などによる地域からの孤立、経済的問題、配偶者間の暴力、心身の障がいや慢性疾患などの問題が子育て不安と重なり、複雑化、深刻化しています。

また、引きこもりや不登校といった、特別な配慮が必要な児童も依然として多い状況です。

障がい児を抱える家庭の問題は様々であり、子どもが地域でいきいきと生活し、健常な子どもとともに成長できるような、ノーマライゼーションを基盤とした環境づくりが求められています。

○ 小児救急医療体制

管内（宮崎市・東諸県郡）小児科医による休日の小児救急医療体制が、医師会の協力のもとで実施されています。

○ 子育て家庭の孤立化

核家族化やプライバシーに対する過剰意識、人間関係を構築する力の低下により、地域の人となじめず、身近に話をする人がいない、育児を手伝ってくれる人がいないなどにより、育児不安や育児ストレスを一人で抱えてしまう状況がみられます。

○ 防犯体制

犯罪などの被害から守るため、地域ぐるみの防犯体制が求められています。

【 課 題 】

子どもを取り巻く環境は少子化・核家族化・共働き家庭やひとり親家庭、貧困世帯の増加など大きく変化しています。

一方で、家事や育児は母親の役割という慣習が根強く残っています。

また、育児不安などに対する相談機能や育児に関する情報提供の充実、子どもの居場所づくりや要保護児童などへの社会的支援など様々な課題があります。

こうした社会情勢の変化の中、価値観の多様化など生活意識の変化とあわせ、人々との結びつきや、地域で子どもを育てていくという連帯意識が希薄となってきました。

さらに、仕事と子育てを両立していくためには、男女が対等に責任を負い、共に子育てができるの仕組みづくりが必要です。

多様化する保育ニーズに対応して、保育サービスの更なる充実が求められています。

子どもを産み育てる基本的な責任は、家族、とりわけ保護者にあるとの認識のもと、地域を含めた多機関で連携し、次世代を担う子ども達を安全安心な環境で健やかに産み育てられるよう、子どもと保護者を地域全体で応援していく仕組みづくりが必要です。

4 安心して暮らせるまちづくり

【 現 状 】

○ 高齢者の増加

ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦だけの世帯が、年々増加しています。

高齢になっても生きがいを持って住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいる方は多いです。しかし、人口減少や核家族化、地域や住民同士のつながりの希薄化、犯罪の巧妙化などにより、高齢者だけで安心して暮らしていくためには周囲の見守りも必要です。

また、高齢になると自宅等に引きこもりがちになり、孤独感や疎外感を感じやすくなってきます。年齢を重ねるとともにその傾向は強くなり、地域とのふれあいや活動の機会も少なくなることから、地域のふれあいいきいきサロンや高齢者クラブが、高齢者の交流の場の1つとなっています。しかし、利用者や会員の減少という問題が深刻化し、活動が難しくなっているところもあります。

○ 福祉サービス

介護や介助が必要となった場合、本人やその家族が地域で生活していけるための中核的な福祉サービスとして、介護保険制度や障害者福祉制度があります。近年、福祉サービスは整備されてきましたが、地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの充実だけでなく、個々の住民が近隣とのつながりを大事にすることも大切です。

○ 虐待や詐欺被害

老々介護、家族の介護疲れ、育児放棄などの家庭内で起きる虐待は、大きな社会問題になっています。虐待は、地域や近隣住民とのつながりが希薄であるほど表面化しづらく、様々な関係機関が連係に努めていますが、把握は難しくなっています。

また、凶悪・巧妙化する特殊詐欺（振り込め詐欺等）などの被害にあわないよう、個々の防犯意識の向上も重要です。

【 課 題 】

地域住民による見守りや声かけは、住民の孤立予防や住民同士の関係づくりにも役立ちます。ふれあいいきいきサロンや高齢者クラブにおいて、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者をサポートすることも、支え合いの1つだと言えます。

このように、様々な場面で、日常的に住民同士が支え合っていますが、人口減少が続く中、地域でできる見守りや声かけには限界もあります。地域ごとに住民を取り巻く状況が大きく変わるため、実情に応じた高齢者の見守りや支援の方法を考えていくことが

課題となっています。

この他、認知や判断能力の低下した方が、地域で安心して暮らせるようにするために成年後見制度（高齢・障害・病気など、様々な原因によって判断能力の不十分な方々が、不利な契約や悪質商法等で被害にあわないよう、保護し、支援する制度。）などを活用することも重要です。制度の活用が進むよう、制度の内容や手続きを住民に分かりやすく伝えるしくみづくりも課題となっています。

5 人にやさしい環境づくり

【 現 状 】

○ 生活環境

障がい者や高齢者などすべての人が安心して生活し、社会参加できるようにするための道路、公共交通機関、建築物等のバリアフリー環境が十分に整備されているとは言えない状況です。

○ 交通手段

町内全域にわたり、地域活動を行う際には、移動の要となる交通手段の不足に悩まされています。特に、車の運転ができない障がい者や高齢者などにとっては、地域で生活する上で重要なポイントになります。

【 課 題 】

障がい者や高齢者などが地域で生活するためには、交通手段、道路、施設利用時の不便さの解消が重要な課題です。

6 健康づくりの支援

【 現 状 】

○ 生活習慣病の増加

食生活の乱れ、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒などの日常生活習慣を原因とした生活習慣病（悪性新生物・脳血管疾患・心疾患・糖尿病など）が、引き続き増加する傾向にあります。

○ 生活習慣病の原因

学童や成人・高齢期に肥満傾向がみられ、成人の健康診断で循環器系の異常が認められる人が年々増加傾向にあります。

また、肥満が原因と考えられる高血糖の人が引き続き増加する傾向にあります。

○ 生活習慣の変化

朝食を欠食したり、牛乳・乳製品・野菜・果物の不足やおやつ・甘い飲み物の取り過ぎなど、食品の摂り方に偏りが見受けられます。

また、子どもの身体を使った遊びの機会が減り、車社会ゆえの運動不足が、どの年代にも当てはまります。

そして、社会構造の著しい変化によるストレスを感じている人が増加しています。

【 課 題 】

子どもから高齢者までが、生涯にわたって健康を増進し、健やかな人生を送るためには、一人ひとりが生活習慣への関心を深め、自分の健康状態を知り、健康づくりに取り組むことが必要です。

町は、その取り組みを支援するために、公的サービスの提供に加え、食産業や運動施設などの民間企業をはじめ、関係機関との連携が重要になります。

また、町民が日頃の暮らしの中で、運動習慣、食生活改善などの健康づくりを実践しやすくするため、自主的な健康づくりグループへの支援や地域ぐるみで健康づくりを行えるような支援体制の整備が必要です。

7 地域福祉を支える人づくり

【 現 状 】

○ 地域を支える力

最も身近で地域を支える力となっている人として、地域活動を支援する自治会役員や民生委員・児童委員が挙げられます。

特に、民生委員・児童委員は、地域で困りごとを抱えている人や子どもと役場を繋げる重要な役割を担っています。しかし、近年では「なり手の確保」が難しくなっています。その背景には、住民の高齢化や人間関係の希薄化、退職年齢の延長に伴う就労状況の変化などがあり、地域活動に積極的に協力することが難しくなっていることが影響していると考えられます。

本町において、民生委員・児童委員に欠員が出る状況にまでは至っていませんが、今後は人口減少などの要因も加わり、担い手確保がより困難になると考えられます。

また、地域を支える力として、ボランティアの存在も重要です。近年では、様々な分野でボランティア活動が行われています。特に、地震や台風などの自然災害の脅威が増大していることから、災害復旧のためのボランティア活動には、関心が高まっています。

また、住民の高齢化は進んでいますが、様々な特技や趣味などを活かし、ボランティアなどの地域活動に積極的に参加されている方も少なくありません。住民の3人に1人が高齢者という状況であるため、高齢者にも積極的な社会参加が求められています。

【 課 題 】

地域福祉を進めていくためには、「住民の協力」が必要です。そのためには、ひとりでも多くの住民に、地域福祉活動へ関心を持ってもらうことが重要です。住民が関心を持つことで、自治会役員や民生委員・児童委員、ボランティアが地域福祉活動を行うための協力を得やすくなるだけでなく、住民自身が地域福祉活動に関わる「きっかけ」にもなります。特に、人口減少を見据えた若年者層向けの取組みは重要です。今後も、町社会福祉協議会内のボランティアセンターと連携しながら、若年層向けのきっかけ作りを展開していくことが必要です。

また、少子高齢化と人口減少に伴い、若い地域福祉の担い手は減っていくことが予想されます。特定の人に役割や負担が集中することにならないよう、今のうちから「地域住民同士で、お互いを助け合える環境を作っていくこと」が課題となります。

8 ノーマライゼーションの地域づくり

【 現 状 】

○ 地域住民の意識の変容

地域の多くの人々は、高齢になっても障害があっても、誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送ることを望んでいます。

また、自分の能力を最大限に生かしながら地域活動に参加し、地域の人々と交流することを希望しています。

しかしながら、地域で助け合う取り組みが充分とは言えない状況です。

○ 差別や偏見

障がい者に対する差別や偏見は少なからず残っています。それが原因で障がい者自身も、閉じこもりがちとなり、ふれあいの機会が少なくなる状況があります。

【 課 題 】

地域福祉は、一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もが対等な関係で住み慣れた地域で暮らしていくものであるという意識のもと、全ての町民が地域社会に参加できるような仕組みづくりが必要です。

そのためには、小さい頃から福祉教育や体験の機会を設けることも重要になってきます。

また、障害のある人となない人との間にある「心の壁」を取り除くことが大切であり、一人ひとりが障がいや障がいのある人への理解と関心を深めることが欠かせません。

9 こころのレクリエーション

【 現 状 】

○ 子どもから高齢者までの生涯学習

少子高齢化社会や国際化・情報化社会、社会経済の変化により、子どもから高齢者までの生涯学習の必要性が重要視されています。

また、核家族化による家族機能の低下、地域の連帯意識の希薄化などを背景におこる、児童や高齢者虐待、在宅生活の不安などを防ぐためにも、地域や家庭の福祉力、教育力の再生が問われています。

社会教育、生涯学習をとりまく環境も大きく変化しており、地域ぐるみで子どもを育てていくことが求められるようになってきています。

【 課 題 】

全ての町民が生涯にわたって意欲や興味に応じて、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができる機会や学習環境の充実を図らなければなりません。そのためには、家庭・学校・地域などの協力、連携をより一層深める必要があります。

また、町民一人ひとりが学習活動に参加する意識を高めていくために、情報提供や啓発を積極的に行っていくことが課題です。

10 地域活動の拠点づくり

【 現 状 】

○ ボランティアセンター

町民のボランティア活動において、町社会福祉協議会内のボランティアセンターが活動拠点のひとつとなっています。ボランティアセンターでは、「ボランティアが必要な人とボランティアをしたい人」を繋げる活動や、町社会福祉協議会のホームページやボランティアまつり等を通じた各ボランティア団体の活動情報の発信が行われています。

また、ボランティアセンターには災害ボランティアセンターの機能もあり、町内で災害が発生した時は、状況に応じて災害ボランティアを派遣できるようになっています。

○ 地域活動の拠点

町社会福祉協議会が行う「居場所づくり事業」には、民間施設だけでなく公共施設も活用されています。

また、災害発生に備え、災害ボランティアセンターで使用する資機材についても、町内の体育施設に分散して保管するなどして、公共施設を地域活動の拠点として活用しています。

このように、町社会福祉協議会などと連携しながら、地域活動の内容や規模に応じた活動拠点づくりをすすめています。

【 課 題 】

公的なサービスだけでは、多様化する問題に対応できなくなっています。

また、ボランティアによる独自の活動への期待は年々高まっています。

そのため、町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動への関心を高める取組みが重要です。

また、ボランティアセンターが、「ボランティアが必要な人とボランティアをしたい人」を繋ぐという機能を持っていることをあまり知られていません。今後、ボランティアセンターを活用してボランティアセンターの役割などが周知されるようにすることも課題になっています。

1 1 就労・雇用の推進

【 現 状 】

○ 高齢者の雇用

高齢者は、健康で生きがいを持って暮らすことを望んでおり、退職後も社会に貢献できるような仕事を求めています。

○ 障がい者の雇用

障がい者が、地域社会で自立して暮らしていくためには、生活していけるだけの収入が必要です。しかし、現状として雇用環境が十分に整っているとはいえません。

【 課 題 】

高齢化の進行とともに、支援を必要とする人が増えることが予想されます。

その一方で、第一線を退いた豊かな知識・技術を持った多くの高齢者が地域社会の構成員になってきます。景気の低迷により、雇用状況は大変厳しい現実が続いているものの、勤労意欲がある高齢者は貴重な財産であり、高齢者自身の健康保持や生きがいづくりの観点からも、活用していかなければならない社会資源です。

この力を、地域においてどう生かしていくかが課題です。

また、障がい者の雇用機会の確保も求められており、情報提供も含めた仕組みづくりが課題です。

第 4 章

計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

～ みんなが幸せを実感できる

希望と安心のまち くにとみ ～

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけることは、すべての町民の願いです。

そして、町民一人ひとりが持てる力を発揮し、アイデアを実践しながら、みんなが幸せを実感できるような町づくりを行うためには、行政や町民だけでなく地域の力も不可欠です。

国富町は、行政・地域・町民が一体となって、一人ひとりを大切にした福祉のまちづくりを進めていくことで、地域の良き文化やつながりを活性化させていきます。

そして、誰もが生きがいや喜びを感じ、いきいきと笑顔あふれる「希望と安心の福祉」まちづくりを進めていきます。

2 計画推進のための視点

(1) 町民の積極的参加

地域福祉の推進には、町民の参加が不可欠です。そのため、地域福祉計画では、町民の主体的な参加を大前提としています。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、地域のあらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会です。そのため、従来の「支え手側」と「受け手側」に分けた考え方ではなく、①「他人事」になりがちな地域づくりを、住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

(3) 男女共同参画

町民は、性別に関係なく、社会の対等な構成員として、地域社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保されなければなりません。

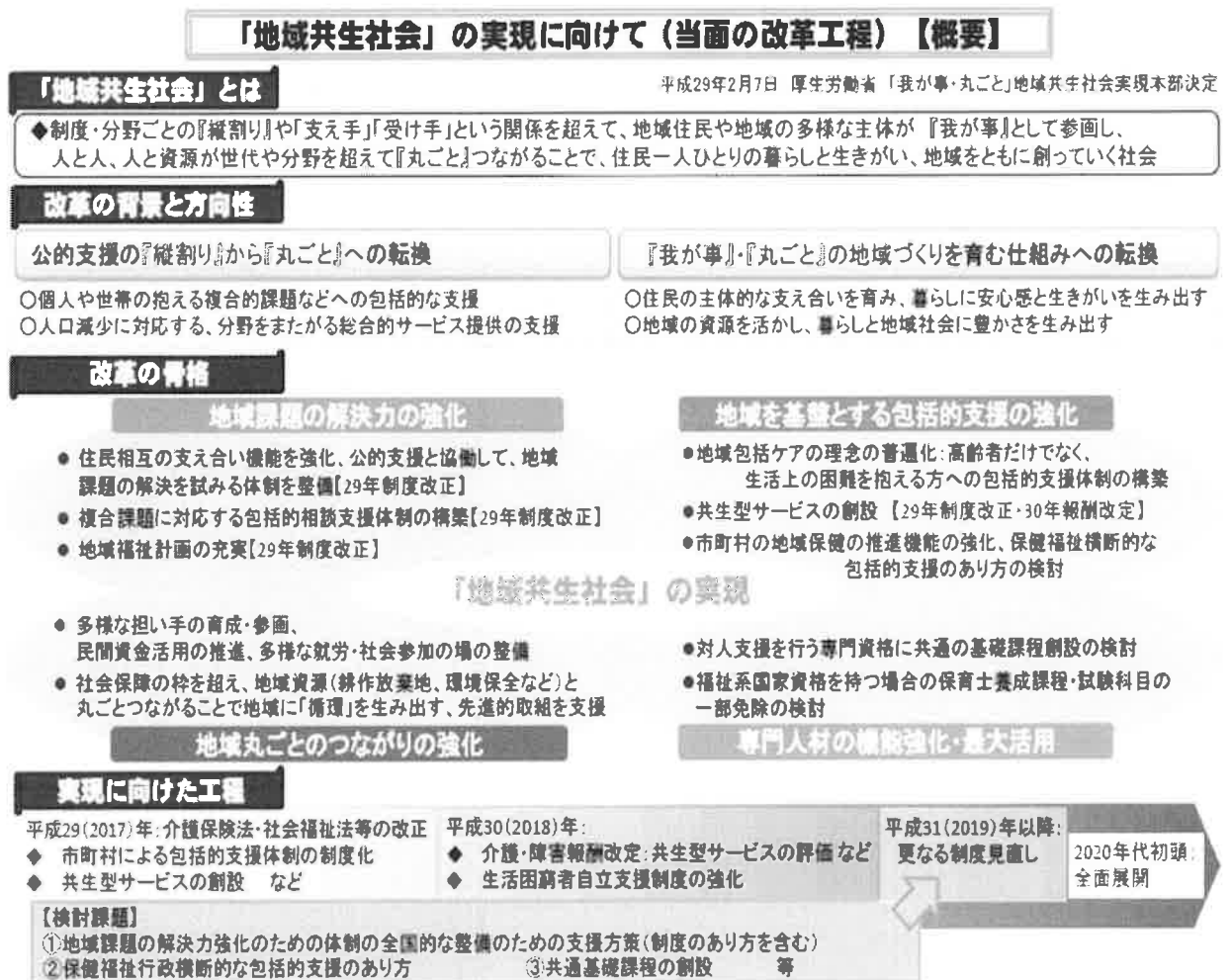
そのため、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、ともに責任を負うという視点が大切です。

また、地域社会においても同様に、性別に関係なく、意思決定や諸活動の機会に参画していくことが重要になってきます。

(4) 福祉文化の創造

町民が自らの住む地域の問題を他人事ではなく我が事として認識し、主体的に関わっていくことが重要です。

また、地域に根ざした活動を通じて、地域の個性を育み、地域に根ざした福祉を創り上げていくといった視点も大切です。



3 計画の基本目標

基本理念の達成に向けて、次の基本目標を掲げ、協働により地域福祉の推進に取り組んでいきます。

○ 地域福祉は人づくり

福祉サービスへのニーズの多様化に合わせて、福祉の担い手に企業やNPOなどが参入し、従来よりもサービスは充実してきています。

今後、ひとりでも多くの町民が地域福祉に携わってもらえるよう、必要な支援と人材育成を図ります。

思いやりと支えあいの心を育み、福祉への関心を深めるために、ボランティア活動体験や施設での福祉体験など福祉教育や生涯学習を推進していくとともに、企業などへの意識啓発を図ります。

また、全ての人の人権が尊重され、お互いに認めあえる心のバリアフリーの実現に向けて、啓発活動を推進します。

人づくりを通じて、様々な福祉サービスを受けながら地域で共に暮らせる環境づくりをめざします。

○ 情報・相談の充実とサービス利用の促進

地域には、子どもから高齢者まで、いろいろな人が生活をしています。

そして、様々な生活上の問題に対して、それらを解決し、支えていくために福祉サービスがあります。

必要なときに必要な、誰もが利用しやすい福祉サービスの提供を図るため、情報提供、相談体制の充実を図ります。

また、安心して福祉サービスを受けられるよう、サービスの利用促進、効率化、質の向上を図ります。

○ 地域福祉推進のための仕組みづくり

町民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉などの連携、関係機関・関係団体との連携の強化を図ります。

また、地域における高齢者やその家族の相談窓口として、地域包括支援センターの機能を強化していくとともに、公民館や集会施設等を、地域福祉を担う活動と連携の拠点として活用することを検討します。

○ 人にやさしいまちづくり

高齢者や障がい者、子どもを含めた全ての人が、安心して移動できるよう、また生活領域の拡大や社会参加を促進するため、公共施設などのバリアフリー化を進めていきます。

人と人とのつながりを強め地域コミュニティを活性化させるために、防災・防犯活動を通じた地域の連帯感を図ります。

中でも、災害弱者である高齢者や障がい者などを地域全体で見守り、支援していく体制の充実を目指します。

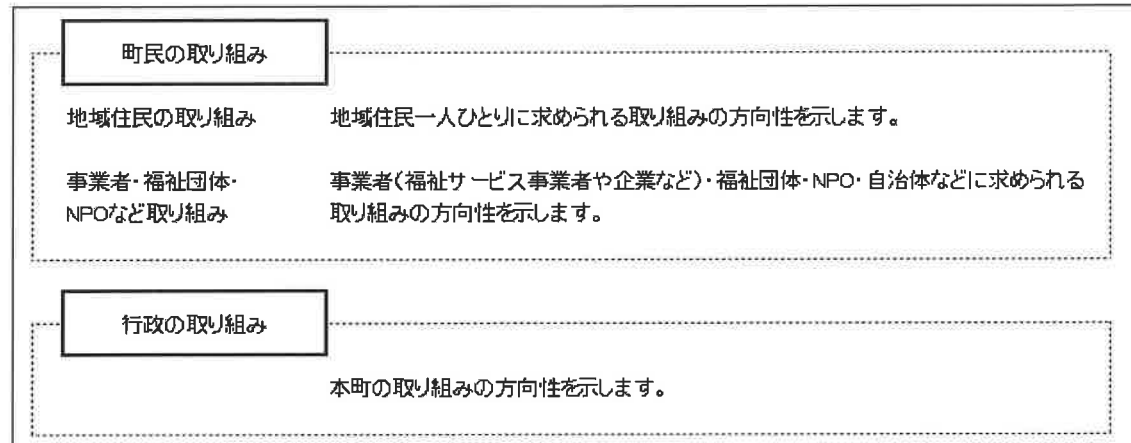
また、判断能力が十分でない方の保護や支援に結びつけるために、成年後見制度の活用を推進します。

第 5 章

取り組みの方向性

1 施策の取り組みに向けて

本計画の掲げる、基本目標及び施策を推進していくためには、『町民の取り組み（地域住民の取り組み、事業者・福祉団体・NPOなどの取り組み）』と、『行政の取り組み』とが協働していくことが求められます。



2 施策の方向性（地域福祉は人づくり）

（１）町民活動やボランティア活動の活性化・人材育成

近年、災害ボランティアが注目されるような大きな災害が日本各地で発生したこともあり、町民のボランティアに対する関心は高まっていると思われます。また特定非営利活動促進法（NPO 法）の成立などを背景として、福祉分野をはじめとしたボランティア活動に関心が寄せられています。

これらの活動は、機動性や柔軟性を持ち、行政の福祉サービスでは賄うことが難しい福祉課題に対応するものとして期待されています。「ボランティア活動に参加したことはないが、今後は参加したい」という気持ちを持つ町民に対して、その意識や関心を具体的な活動に結びつけていくための「きっかけづくり」が必要です。

また、元気な高齢者も増えており、高齢者の介護予防や健康づくり、生きがいづくりなどの視点からも、ボランティア活動は欠かせないものになってくると考えられます。

そのため、ボランティアに関する情報を積極的に発信するとともに、ひとりでも多くの町民の参加を促進するため、講習会をはじめとした人材育成や活動を後押しするような支援を行うことが必要です。

○ これからの取り組み

ひとりでも多くの町民が地域福祉に携わることができるよう、必要な支援を行います。

また、高齢者や障がい者の生きがい、子育て支援などのため、地域福祉に携わる人材を育成していきます。

○ 地域住民の取り組み

- ・ ボランティアや NPO 活動への理解を深めます。
- ・ 今までに身につけた知識や経験を活かし、ボランティアに登録し、積極的にボランティア活動に参加します。
- ・ 困っている人を見たら、声をかけたり、必要な手助けをしたり、ちょっとしたボランティアをします。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 人材育成を目的とした講習会や研修会を開催します。
- ・ ボランティアに関する情報提供や相談などを、様々な機会に行います。

○ 行政の取り組み

- ・ 講習会や研修会を開催します。
- ・ ボランティア活動に関する情報提供を推進します。
- ・ ボランティア活動に関わる人材紹介、講師派遣を行います。
- ・ 住民の持つ能力を活かす方法を検討します。
- ・ NPO などの町民活動を支援します。

(2) 支え合いを基本とした町民意識の向上

支え合いの地域づくりを推進していくうえで、その基本は、人と人とのつながりであり、様々な交流はその基盤づくりとなります。

少子高齢社会を迎え、町民の生活様式が多様化するなかで、核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者が増えています。また、地域での交流が少なくなり、住民同士のつながりが希薄化する中で、不安を感じることも多くなっています。

地域では、子どもから高齢者まで、様々な人が生活しています。そして、それぞれの抱える課題も多様化しています。そうした中で、お互いに協力し、住みやすい地域をつくるために、町民一人ひとりが地域で様々な関わりを持ち、お互いに支え合いながら、住みよい地域を目指していくことが求められています。

町民が協力し合える地域をつくるためには、町民一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、そのためには、様々な交流事業の充実や見守り活動、啓発活動を行うことにより、お互いを理解し合うことが必要です。

○ これからの取り組み

地域の力を再認識し、町民が互いに支え合う環境づくりと意識の向上を図ります。

また、個人情報の保護に配慮し、支えを必要としている人の把握と早期対応に努めます。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 地域での世代間交流を積極的に推進します。
- ・ ひとり暮らし高齢者や障がい者など、支援を必要とする人の日常の困りごとに対し、地域で支え合うしくみを作ります。
- ・ 地域での孤立予防、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりに努めます。
- ・ 声かけ・あいさつ運動や見守りを積極的に推進します。
- ・ 育児や介護などで分からないことがある時に、相談したり尋ねたりすることができる人を身近につくります。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 民生委員・児童委員などの活動へ協力します。
- ・ 地域の施設を利用し、世代間交流を図ります。
- ・ 地域でのイベントや交流事業へ積極的に参加します。
- ・ 高齢者の力を活かすため、地域で生きがいを見だし、支え合いの場づくりをします。

○ 行政の取り組み

- ・ 交流事業の充実を図ります。
- ・ 援護が必要な人の早期発見や見守り活動を推進します。

(3) 福祉教育・生涯学習の充実

他人を思いやり支え合うという気持ちは、子どもの頃から福祉に関して興味を持つことや、様々な体験を通じて培われることが望ましく、ボランティア活動の機会を多く設けることや、ボランティア活動を通じて地域や社会の問題を共有し、解決の方法を探り、力をあわせながら実践していくことが必要だと思われます。

また、小・中学校では「総合的な学習の時間」で福祉に関する教育に取り組んでいます。ただし、子どもたちが思いやりの心を育てていくためには、加齢や障がいへの理解を深めるだけでなく、保育所から大学に至る幅広い教育機関や地域の協力を得ながら、様々な分野の福祉を学べるような機会を充実させていくことも重要です。そして、ものごとを様々な視点から考えることができ、自分だけでなく他者のことも尊重できる人に育っていけるよう、福祉教育を推進する必要があります。

○ これからの取り組み

高齢者や障がい者、子どもとの交流、ボランティア活動などの様々な体験を通じ、福祉教育を推進します。

また、町民一人ひとりが、お互いに思いやりの心を大事にすることは、だれもが安心して暮らせるまちづくりへとつながります。様々な機会を活用し、加齢や障がいに関する正しい理解が進むよう、啓発活動も続けていく必要があります。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 家庭での福祉教育の大切さを理解し、実践します。
- ・ 子どもに思いやりの心が育つよう、まずは大人が思いやりの心を持って生活します。
- ・ 福祉への関心を高め、講演会や学習会などに積極的に参加します。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 福祉に関する講演会や学習会など福祉教育の機会を提供します。
- ・ これまで町内の小・中学校が推進してきた福祉活動の内容を、さらに充実させます。
- ・ 地域の子どもは、地域で育てるという意識を高めます。

○ 行政の取り組み

- ・ 学校における福祉教育の推進を図ります。
- ・ 家庭・学校・地域が連携した福祉教育を推進します。
- ・ 講座などの情報提供を行います。

（４）心のバリアフリーの推進

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしを送るには、全ての人が、個人の尊厳を大切にし、お互いを認め合うことも重要です。そのためには、病気や障がいに対する理解不足や偏見などから、無意識に差別をするようなことがなくなることが必要です。それによって実現する「心のバリアフリー」が町民に浸透すれば、さらに暮らしやすい地域社会になっていきます。

○ これからの取り組み

個人の尊厳や人権が尊重され、差別や偏見をなくし、お互いに認め合える心のバリアフリーの実現に向けて、啓発活動を推進します。

○ 地域住民の取り組み

障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関わらず、個人はすべて平等であることを理解します。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

福祉に対する理解を促し、差別や偏見がなくなるよう啓発活動を推進します。

○ 行政の取り組み

- ・ 心のバリアフリーへの啓発活動を推進します。
- ・ 人権教育・啓発活動を推進します。
- ・ 障がい者の社会参加を支援します。
- ・ 男女共同参画社会実現に向けた啓発活動の推進を図ります。
- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）防止への啓発活動を推進します。

（５）企業などへの意識啓発

町民のニーズに対応するためには、行政の福祉サービスだけでなく、多様なサービスが提供される必要があります。例えば、障がい者福祉分野では、障害者総合支援法の適用されるサービスから、適用外となるサービスまで、多様なサービスが提供されることが望まれます。

現在、福祉サービスのニーズに対応するため、行政だけでなく、サービス提供のノウハウや資金を持つ企業、NPO など様々な主体による福祉サービスの参入促進を図ることが必要です。

さらには、高齢者や障がい者の就労支援、育児休業や介護休業の取得、社会貢献活動への参加など意識啓発を図る必要もあります。

○ これからの取り組み

福祉サービスの提供に関し規制緩和が進む中、企業、NPO などの参入促進を図ります。

また、企業の高齢者や障がい者の雇用、育児休業や介護休業の取得など、働きやすい職場環境が広まるよう啓発活動を推進します。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 高齢者や障がい者は、持てる能力を活用して、積極的に就労するよう努めます
- ・ 地域住民は、高齢者や障がい者が持てる能力を理解し、社会で活かされる様に努めます。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 高齢者や障がい者の持てる能力を活用して、積極的に雇用します。
- ・ 高齢者や障がい者の持てる能力の理解に努めます。
- ・ 福祉需要を把握し、必要な福祉サービスを確保するため、新規参入を図ります。

- ・ 仕事と家庭（育児・介護など）の両立を図るため、働きやすい職場環境の整備をします。

○ 行政の取り組み

- ・ 福祉サービスへの参加を促進します。
- ・ 企業などへの啓発活動を推進します。
- ・ 子育て支援などへの啓発活動を推進します。
- ・ 高齢者や障がい者に向けた就労を支援します。

2 施策の方向性

（情報・相談の充実とサービス利用の促進）

（１）情報収集・情報提供体制の充実

地域には、いろいろな人が生活しており、様々な生活上の問題に対し、それらを解決し、支えていくために福祉サービスがあります。しかし、現状では、福祉サービスに関する情報や具体的な内容が利用者に十分理解されていないように思われます。そのため、広報をはじめ、情報提供のあり方にさらなる工夫が求められています。

また、インターネットをはじめとした情報技術の急速な発展が、情報提供の在り方に大きく影響しています。本町においてもインターネットの活用により、福祉施策や福祉サービスに関する情報提供をさらに充実させていく必要があります。

その一方で、情報技術の発展は、町民が容易に情報を入手できることを可能にした代わりに、情報技術の利用と関わりの薄い町民への情報格差に対する配慮も必要になっています。

○ これからの取り組み

福祉サービスの情報がいつでも手軽に入手できるようにするため、高齢者や障がい者、多様な生活様式に配慮し、広報やホームページをはじめ様々な手段や機会による情報提供を図ります。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 福祉サービスを利用するため、自らも積極的に情報収集します。
- ・ 福祉サービスを必要としている人に必要な情報が伝わるように、民生委員・児童委員などと協力します。
- ・ 各地区にある公民館や集会所等を福祉拠点として活用して、相互の情報交換を行います。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 提供している福祉サービスの内容や費用負担、相談内容などについて、積極的に情報提供します。
- ・ ボランティアに関する情報提供や相談などを地域の身近な場所で行います。

○ 行政の取り組み

- ・ 利用者に、分かりやすく充実した情報提供を行います。
- ・ 高齢者や障がい者にも配慮した情報提供を検討します。

(2) 相談体制の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人、ひとり親家庭などが抱える課題や、ダブルケアや生活困窮などの生活課題は複雑化・多様化しています。

そのため、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげるしくみづくりが大切です。福祉課題の多様化に伴い、困りごとや不安を抱えている人にとって、どこにどのような相談をしたら良いかわからないという意見も多いようです。

地域では、民生委員・児童委員をはじめ、様々な相談員が活躍していますが、そうした身近な相談員や、行政や社会福祉協議会などで実施している相談体制を周知するとともに、把握された課題に対して、関係機関が連携して対応を協議する体制の重要性を増しています。

こうした中、介護保険サービスを中心とした様々な支援が地域で提供できるよう、地域包括支援センターが開設されています。地域包括支援センターは、高齢者の地域における総合的な相談窓口として位置づけられています。将来的には、障がい者や子どもも含め、支援を必要としている全ての人が、身近な地域で安心して福祉サービスを受けられるよう、そして、様々な相談に対して適切かつ迅速に対応するため、相談したい人と相談を受ける窓口をコーディネートできる総合的な支援体制の構築を進めていくことが求められています。

○ これからの取り組み

悩みを抱える人や家族の相談を総合的に受け止め、相談したい人と相談を受ける窓口をコーディネートできるよう、総合的な支援体制の構築を図ります。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 困りごとや不安を抱え込まないで、民生委員・児童委員などに気軽に相談します。
- ・ 広報やホームページで、各種相談事業を確認し、積極的に活用します。
- ・ 関係機関・関係団体に相談すると同時に、自らも問題解決に努めます。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 福祉サービス利用者だけでなく、町民からの相談にも分かりやすく丁寧に対応します。
- ・ 専門知識を活用し、地域に密着した相談活動を行います。

○ 行政の取り組み

- ・ 地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ・ 各種相談の利用を促進します。
- ・ 福祉相談員を周知し、その活用を促進します。
- ・ 民生委員・児童委員の活動の周知を図り、身近な相談体制を充実させます。
- ・ 子育て支援（育児相談などの活用）による取り組みの充実を促進します。

(3) サービス利用の促進

福祉サービスの利用のしくみが、平成 15 年 4 月の「支援費制度」の導入により、従来の行政主導による「措置制度」から利用者自らが選択し利用できる制度へ大きく転換しました。

しかし、導入には、サービス利用者数の増大や財源問題、障害種別間の格差、サービス水準の地域間格差など新たな課題が生じました。

これらの課題を解消するため、平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が公布されました。新しい法律では、これまで障害種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障害の状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」が導入され、現在では「障害支援区分」に変わり、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。また、安定的な財源確保のために、国が費用の 2 分の 1 を義務的に負担する仕組みやサービス量に応じた定率の利用者負担が導入されその後軽減策も講じられました。平成 23 年の法律改正では、利用者負担が抜本的に見直され、これまでの利用量に応じた 1 割を上限とする定率負担から、負担能力に応じたものになり、平成 24 年 4 月から実施されています。平成 24 年 6 月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これにより平成 25 年 4 月に障害者自立支援法は障害者総合支援法となり、障害者の範囲に難病等が追加されたほか、支援の拡充の改正が行われました。

これらの制度においては、利用者は事業者と対等な関係に基づき福祉サービスを選択することになりますが、利用者が自分にあったサービスを安心して選択し利用するためには、サービスを選択するための十分な情報が必要になります。さらには、福祉サービスの内容や事業者の運営に関する客観的な評価体制の整備とその公開が必要になります。

利用者の自由な選択が、サービス提供者間の競争を進め、福祉サービスに関する苦情や相談、要望から、サービスの質の向上が図られ、利用者の満足度が高まることが期待されています。

しかし、事業者の情報提供や相談内容によっては、利用者の判断に影響を与えることがあります。特に、高齢者や障がい者などは権利の主張や判断が困難な場合があり、我慢してしまうこともあると思われます。こうしたことから、判断能力が不十分な人が安心して暮らせるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・利用促進を図ることも求められます。

○ これからの取り組み

町民一人ひとりが安心して福祉サービスを選択できるよう、利用者の満足度を高めていくとともに、利用促進、効率化や迅速化を図ります。

また、事業者自身による自己評価の実施等によりサービスの質の向上を図ります。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用します。
- ・ 福祉サービス利用者のニーズを積極的に伝えます。
- ・ 自分にあった福祉サービスを積極的に活用します。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 福祉サービス利用者のニーズを把握し、新たな福祉サービスを積極的に展開します。
- ・ 相互に情報交換を行い、福祉サービスの向上に取り組めます。
- ・ 運営内容や福祉サービス内容について自己評価し、サービスの向上に努めます。

○ 行政の取り組み

- ・ 日常生活自立支援事業の周知・利用促進を図ります。
- ・ 成年後見制度の周知・利用促進を図ります。
- ・ 福祉サービス提供状況の確認や利用状況、利用者からの要望事項など、運営に関する適切な指導を図ります。
- ・ 福祉サービスに対する満足度向上のため、苦情・相談・要望をサービス改善につなげるよう努めます。

2 施策の方向性（地域福祉推進のためのしくみづくり）

（１）保健・医療・福祉などの連携

本町では、高齢者、障がい者、児童、町民の健康推進といったそれぞれの各分野での計画に基づく、様々な福祉サービスを提供するとともに、福祉サービスや社会福祉基盤整備の一層の充実を目指しています。

また、地域には福祉に関する様々な事業者や団体があり、それぞれが独自の目的を持って活動しています。

しかし、複数のサービスを横断的に必要とする方にとっては、満足いくサービスを受けられない状況もあります。

今後は、保健・医療・福祉の各分野における行政、関係する機関や団体、事業者、NPO、ボランティア、町民などがお互いに連携し、総合的に支援していく仕組みづくりが求められています。

○ これからの取り組み

保健・医療・福祉などの連携の強化を図るとともに、地域の様々な活動や社会資源との連携をめざします。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政や事業者などが行う地域福祉に関する活動に参加します。
- ・ 自分たちの地域のことは、自分たちが責任を持って決定していく地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 行政や事業者など、様々なネットワークづくりに取り組みます。

○ 行政の取り組み

- ・ 保健・医療・福祉などの連携を図りつつ、民生委員・児童委員、健康づくりや子育てなど地域福祉に携わる団体やボランティア・NPO など、各団体間の情報交換や多様な社会資源の連携を支援します。
- ・ 町社会福祉協議会と事業内容の検討及び施策推進に協働で取り組みます。
- ・ 高齢者や障がい者の自立した生活を支援するため、その人にあった福祉福祉サービスを受けられるよう推進します。
- ・ それぞれの分野の計画との連携し、施策の推進、展開を図ります。

（２）福祉拠点の充実

ノーマライゼーションの考え方の普及や生活様式の多様化により、住み慣れた地域で生活することを望む町民が増えており、身近な場所で、福祉サービスの情報を入手したり、福祉に関する相談ができることが望まれています。

そのためには、地域の住民が利用する公民館や集会施設など、身近な場所を福祉拠点として活用することも重要です。

○ これからの取り組み

地域包括支援センターを介護予防の拠点として、また、高齢者の相談窓口として関係機関・関係団体と連携していきます。

また、公民館や集会施設等を、地域福祉を担う拠点として活用することを検討します。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 公民館や集会施設等を福祉拠点として活用します。
- ・ 気軽に集まっておしゃべりなどができる居場所づくりを進めます。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 管理する福祉施設を、地域福祉を担う町民が気軽に集まることができる場とします。

○ 行政の取り組み

- ・ 地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ・ 子育て支援拠点施設の整備を図ります。
- ・ 公民館や集会施設等の活用を検討します。
- ・ 地域福祉を支えるバランスのとれた社会福祉基盤整備を推進します。

2 施策の方向性（人にやさしいまちづくり）

（１）まちのバリアフリーの推進

高齢者や障がい者、子どもを含めた全ての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して移動できる環境整備が必要です。また、外出することによって社会の中での交流も生まれ、閉じこもりや孤立化の予防にもなります。しかし、現状をみると、道路、公園などの公共的施設、バスなどの公共交通機関、民間施設などのバリアフリー化は、まだ完全とはいえません。

そのため、多くの人々が利用する公共施設などのバリアフリー化をさらに進め、使いやすく快適なものにすること、また、公共交通機関や民間施設のバリアフリー化を関係企業・関係機関に働きかけていくことが必要です。

○ これからの取り組み

公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共交通機関や民間施設のバリアフリー化を関係企業・関係機関に働きかけていきます。

○ 地域住民の取り組み

- ・ バリアフリーについて改善策の提案を行います。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 障害の有無などにかかわらず、ユニバーサルデザインの視点で施設整備を行います。
- ・ 施設を安全に使えるよう工夫するとともに、必要に応じて人的援助を行います。

○ 行政の取り組み

- ・ 公共施設のバリアフリー化に努めます。
- ・ 歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など道路のバリアフリー化を進めます。
- ・ 高齢者・障がい者などの住宅バリアフリー化について、住宅改修補助制度の活用を図ります。

（２）防災・防犯を通じた地域コミュニケーションの活性化

住民同士のつながりが希薄化するなかで、地域コミュニティを活性化させるひとつの手法として、生活に密着した暮らしの根幹に関わる防災・防犯活動を通して地域の連帯感の醸成を図る方法が考えられ、全国各地で地域ぐるみによる様々な防災・防犯活動が展開されています。

大規模な災害が発生した際には、初動体制として地域での防災・減災活動が特に重要と考えられています。そのためにも、災害時における高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援対策の再確認と、支援に必要な人員の配置、施設や備品の整備が求められています。

また、犯罪の特殊化・巧妙化が見られる中で、地域の様々なつながりが身近な犯罪の抑止力として期待されており、地域における自主的な活動の広がりが必要となっています。

○ これからの取り組み

高齢者や障がい者など災害時要援護者の視点を含めた地域防災計画を、必要に応じて見直しを行います。

また、防災・防犯意識の向上を図り、防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。

○ 地域住民の取り組み、事業者・福祉団体・NPOなどの取り組み

- ・ 自治会などで開催される地域防災訓練に参加します。
- ・ 災害時に必要な食品、飲料水、生活必需品を日頃から備蓄します。
- ・ 地域で災害時要援護者の把握に努めます。
- ・ 災害時要援護者は、災害時に地域にどうしてほしいのかを伝えます。
- ・ 「自分の身は自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を心がけます。
- ・ 自治会単位で防犯パトロールを実施し、防犯に努めるとともに、あいさつ運動・見回り運動を展開します。
- ・ 自治会、警察などと連携し、防犯に努めます。

○ 行政の取り組み

- ・ 地域防災計画の策定・周知をします。
- ・ 災害時要援護者の実態把握に努めます。
- ・ 地域ぐるみによる防災・防犯を支援します。
- ・ 人材の確保とボランティアとの連携を図ります。
- ・ 緊急時における医療体制の強化・充実に努めます。

（３）高齢者・障がい者などの移動・移送手段の充実

公共交通機関を活用した移動・移送手段の充実に今後も努めていきますが、移動・移送は、必要なときに迅速かつ的確に対応することが求められており、NPO 法人や社会福祉法人、ボランティアなど様々な担い手による、移動・移送手段の充実に総合的に検討する必要があります。

○ これからの取り組み

福祉有償運送の活用など協働による移動・移送手段の充実に、関係機関・関係団体と総合的に検討します。

○ 地域住民の取り組み

- ・ 外出を支援するボランティア活動などに参加します。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

- ・ 外出支援サービスなど、移動・移送手段の充実に努めます。
- ・ 外出を支援するボランティア活動などへの参加や、地域が抱える課題に地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決につなげるコミュニティビジネスの検討に努めます。

○ 行政の取り組み

- ・ 利用しやすい移動手段の検討を図ります。
- ・ ボランティアなどによる外出支援を促進します。

(4) 権利擁護の推進（国富町成年後見制度利用促進基本計画）

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取組に加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。

また、利用促進法における制度の利用促進のために、県や市町村に対し、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本町では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、国富町地域福祉計画と国富町成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組むものとしします。

【成年後見制度の趣旨】

認知症や障害などによって、自分で判断することが難しい人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことは難しい場合があります。

また、自分に不利益であっても適切な判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力が十分でない方を、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が、保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行うことで、本人の権利が保護・尊重されるように生活を支援する制度を成年後見制度といいます。

○ これからの取り組み

本町では、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、国富町が司令塔となり、国富町および国富町社会福祉協議会・国富町地域包括支援センターを中核機関とし、関係団体と連携した取り組みを行っています。

また、啓発パンフレットの配布等による、制度及び事業の普及・啓発を行い「成年後見制度」の認知度を高めるよう努めます。

町内には、多くの高齢者や障がいのある方が生活されており、今後は、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加してくることが予想されます。

成年後見制度は、こうした方々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

◎ 基本目標１ 利用者に寄り添った制度の運用を進めます

権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活ができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を大前提とした上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。

◎ 基本目標２ 地域連携ネットワークづくりと担い手の育成に努めます

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向け、保健・医療・福祉・司法を含めた連携の仕組みを構築し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、幅広い支援に努めます。

また、宮崎県が実施する市民後見人養成講座の受講を推進し、市民後見人の育成に努めます。また、中核機関となる国富町及び国富町社会福祉協議会・国富町地域包括支援センターにおいて、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応していきます。

◎ 基本目標３ 制度の利用を促進するための周知・啓発に努めます

制度の理解を図るための周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。

また、各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な方の把握と支援に努めます。

○ 地域住民の取り組み

日常生活上の権利擁護に関する困りごとや相談等がある場合は、町の設置する中核機関の利活用を図ります。

○ 事業者・福祉団体・NPO などの取り組み

民生委員・児童委員、ボランティアなどへ成年後見制度、日常生活自立支援事業について知識を深めてもらうように取り組みます。

○ 行政の取り組み

◇ 制度の運用 …… 本人や家族が、申立てを行うことが難しい場合などに、町長による成年後見の申立ての支援を行います。

◇ 地域連携ネットワークの整備 …… ネットワーク体制を充実させます。

* 協議会の設置

司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関の連携体制を強化するために合議体の整備を図ります。

なお、判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な方への支援のあり方について、協議会に関わる組織で構成する全体会又は個別ケース会議等で情報共有のうえ協議・検討します。

＊ 中核機関の設置

相談機能及び情報連携の核となる中核機関を保健介護課に設置しています。

＊ チームの設置

高齢者であれば主にケアマネジャーや地域包括支援センターが、障がい者であれば相談支援専門員と施設職員が日常的な見守りを行っており、本人の意思や状況等を把握しているため、本人と後見人等を囲む身近な地域の関係者や各種支援者をチームとして位置づけます。

◇ 制度の周知・啓発 ……権利擁護に関する情報発信や意識啓発を行います。

第 6 章

計画の推進に向けて

1 計画の周知及び点検・見直し

(1) 計画の周知・啓発

地域福祉の推進にあたっては本計画の理念を共有し、それぞれの団体が主体的に取り組めるよう、行政や町社会福祉協議会のホームページ等による情報発信のほか、地域福祉に関するフォーラムやイベント等を実施し、計画内容の周知・啓発を図ります。

(2) 計画の点検

今後は、様々な会合での要望等から、住民の意向を把握し、施策の実施状況を把握・点検します。

また、住民のニーズの変化や国における新たな施策にも適切に対応するよう、適宜、施策の検討や見直しを図ります。

2 計画推進に向けた行政支援の充実

(1) 庁内体制の整備（関係各課との連絡体制の充実）

地域福祉の推進にあたっては、福祉施策だけでなく、教育、生活、まちづくりなど様々な分野の施策が関わることから、関係各課との調整・連携を充実させるために、庁内連絡体制の充実を図り行政支援を進めていきます。

(2) 地域福祉を推進する行政職員の育成

地域福祉の推進に向け、様々な機会を通じて、地域住民との信頼関係を築きながら、地域住民と協働して取り組んでいく職員の育成が必要です。

そのため、職員研修の充実を図るとともに、職員一人ひとりが地域の課題に敏感になり、日頃から地域との関わりを深め、お互い顔の見える関係づくりに努めます。

(3) 厳しい経済状況における財源の確保

地域福祉を充実し、継続的な活動を維持していくために、様々な施策の展開に伴う財源の確保が必要です。

コロナ禍を経て、少しずつ経済の低迷から回復する兆しが見えるようになってきましたが、本町の財政状況は今も厳しい状況が続いています。今後も費用対効果や優先順位などを勘案しながら、事業に取り組む上での財源確保を図っていきます。

また、国県の補助金の確保や、既存ストックを効果的に活用しながら施策の推進を図ります。

(4) 様々な施策展開における調整

本計画は、「行政」「社会福祉協議会」「民生委員・児童委員協議会」「地域」「事業者」「当事者団体」の役割を示しています。

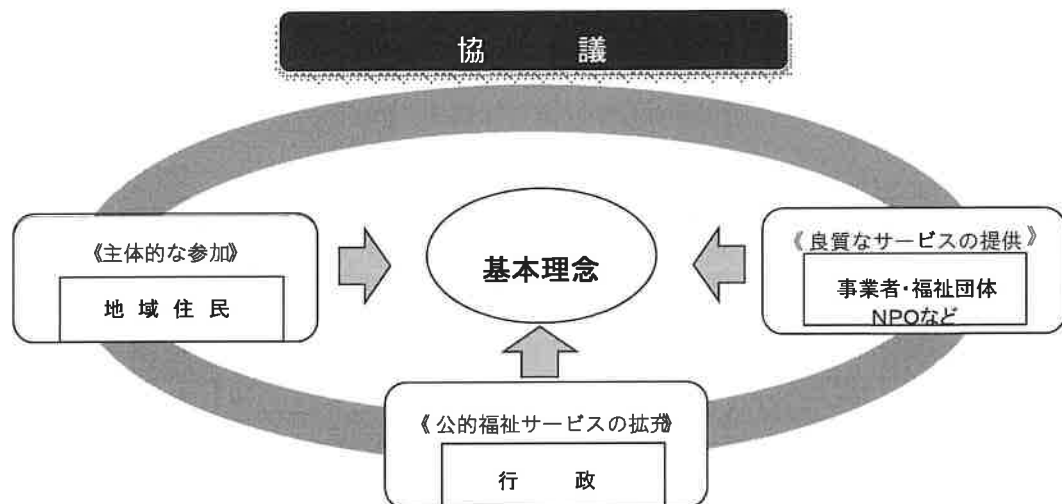
行政の役割としては、様々な情報提供や情報交換を行い、地域の課題を発見するため各種事業への参加を呼びかけるとともに、各組織・団体・関係機関の連携・ネットワークの構築に向けたつなぎ役を果たします。

3 計画推進に向けた体制

本計画は、基本理念である「みんなが幸せを実感できる 希望と安心のまち くにとみ」の実現をめざして、町と町社会福祉協議会が一体となり、地域住民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者等と相互に連携・協働していくための総合的な指針としての役割を担っています。

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である地域住民の主体性を最大限に尊重し、それぞれの取組みを推し進めていきます。

※地域福祉推進のイメージ



第 7 章

国富町再犯防止推進計画

1 国富町再犯防止推進計画

(1) 計画策定の背景及び趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年(2002)年の285万4千件をピークとして、減少傾向にあり、令和5年(2023)年には、70万3千件(ピーク時の約2割)となっており、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

また、平成28年(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、都道府県及び市町村に国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策の策定と、実施の責務を有することが明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

国においては、再犯防止推進法に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画(平成29年12月閣議決定、以下「国計画」という。)が策定されました。

県では、平成22年6月に「地域生活定着支援センター」を設置し、現在まで多くの矯正施設退所者の支援を実施してきたほか、これまでの国の状況等を踏まえ、令和2年(2021)3月に、県庁内の関係部局はもとより、国の機関や関係団体等と連携しながら、犯罪をした者等を社会の構成員として復帰させるための体制づくりや、これらの者に対する県民の理解促進等の対策を実施していくことにより、本県の再犯防止の推進を図るため、「宮崎県再犯防止推進計画」(以下「県計画」という。)が策定されました。

こうした国や県の動向を踏まえて、本町においても「国富町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての町民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが住み慣れた町で安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

（２）計画の位置づけ及び期間

本計画は、再犯防止推進法第８条第１項に定める、地方再犯防止推進計画として策定するものであり、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画の期間は令和７年（２０２５）年度から令和１１年（２０２９）年度までの５年間とします。

また、国や県の計画等の関連計画との連携・整合を図ります。

(3) 計画の基本方針

本計画は、国計画に設定されている5つの基本方針や、県計画を踏まえて、犯罪をした人等が社会の一員として復帰することができるように、全ての町民が犯罪による被害を受けることのない、誰もが住み慣れた町で安全で安心して暮らせる社会を実現するために、次の重点課題に取り組みます。

- ① 就労・居住の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動促進
- ⑥ 地域による見守りの推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

【参考】地域生活定着支援センターの概要

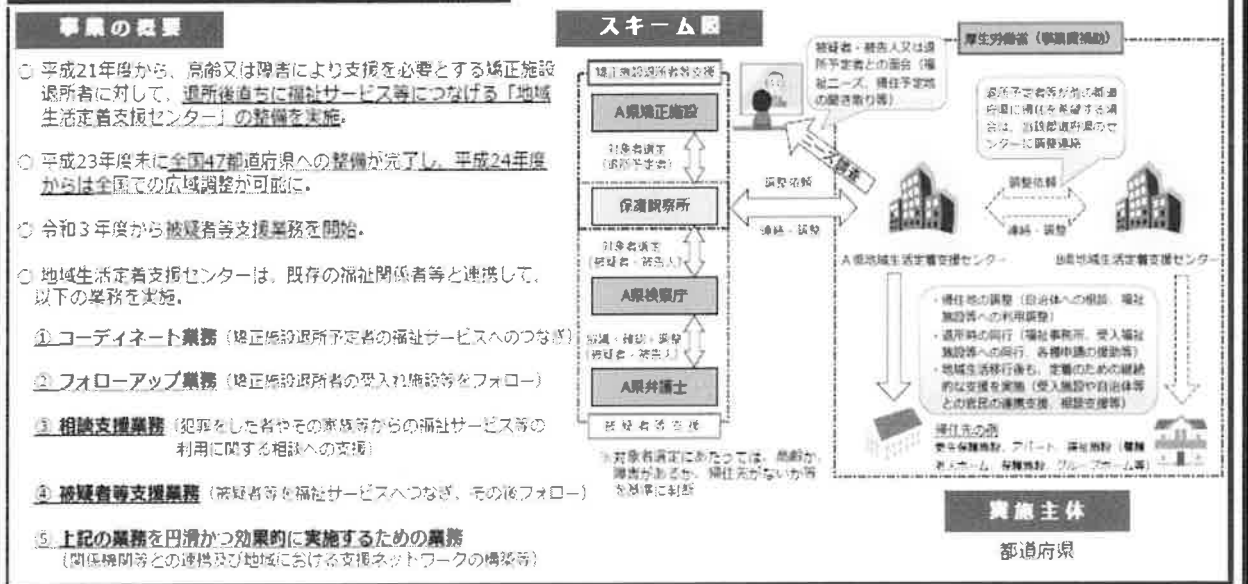
※厚生労働省ホームページより引用

地域生活定着促進事業

1 事業の目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



【参考】再犯防止の推進に関する主な関係機関・団体等

① 国の機関

○ 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域毎に全国50箇所を設置され、更生保護の第1線の実施機関として、①保護観察、②生活環境の整備、③更生緊急保護、④恩赦の上申、⑤犯罪予防活動等の事務を行っています。

また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした者の、①生活環境調査、②生活環境の調整、③精神保健観察等の事務も行っています。

宮崎県では、宮崎保護観察所（宮崎市別府町1番1号）が所管しています。

○ 刑務所

主として受刑者を収容し、受刑者の資質や環境に応じて、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として行われる作業（生産作業、自営作業、職業訓練）、改善指導及び教科指導等の処遇を行っています。

宮崎県では、宮崎刑務所（宮崎市大字糸原4623番）が所管しています。

○ 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所の求めに応じて、鑑別対象者の鑑別を行うこと。②観護の措置を執られて少年鑑別所に収容される者等に対して、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと。③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務としています。

宮崎県では、宮崎少年鑑別所（宮崎市鶴島2丁目16番5号）が所管しています。

○ 地方検察庁

警察から送致された事件等について、捜査・起訴・不起訴の処分を行い、裁判では犯罪事実を立証して、適正な刑罰の適用を求め、裁判の執行を指揮監督します。

宮崎県では、宮崎地方検察庁（宮崎市別府町1番1号）が所管しています。

② 関係団体等

○ 更生保護法人 宮崎県更生保護協会（宮崎市別府町1番1号）

事業者が安心して犯罪をした者等を雇用してもらうための身元保証や、これらの者に対して旅費、医療費、生活費等の金品の給与事業を行っています。

また、更生保護に関わる団体等の円滑な運営に資するため、これらの団体に対して助成を行っています。

- 更生保護法人 みやざき青雲（宮崎市宮脇町72番地1）
 頼るべき家族や縁故者がいない等、社会復帰が難しい環境におかれている犯罪をした者等に対して、宿泊場所や食事の提供等の支援を行っています。
 また、同施設を退所した者への相談窓口を設置し、適切な助言等を行う等のフォローアップも行っています。
- 宮崎県更生保護女性連盟（宮崎市別府町1番1号）
 更生保護ボランティア団体として、更生保護施設へ入所する保護観察対象者等への夕食の提供を行う他、入所者への調理実習の実施や、地域の清掃活動等のボランティア活動を通じて、犯罪や非行に陥った人達が、一日も早く社会復帰できるよう支援を行っています。
 また、宮崎刑務所、宮崎少年鑑別所主催の矯正展への協賛活動として、宮崎県保護司会連合会や、BBS会と連携し、更生保護への広報活動を行っています。
- 宮崎県BBS連盟（宮崎市別府町1番1号）
 非行少年等の様々な立場の少年に、兄や姉のような立場で接し、その立ち直りや自立を支援する青年を主体としたボランティア団体です。
 その活動は、①生きづらさを抱える子どもや若者と「ともだち」になることをとおして、その立ち直りや再チャレンジを支える「ともだち活動」、②子どもや若者に広く働きかけて自他共に大切にできる豊かな心を育む「健全育成活動」などが中心となっています。
- 宮崎県協力雇用主会（宮崎市宮脇町72番地）
 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない矯正施設退所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業者（協力雇用主）の団体であり、協力雇用主間の連絡・調整や協力雇用主を対象とした研修会等を実施しています。
- 宮崎 Grateful DARC（宮崎市西池町11-36）
 薬物依存症者に対して、医療機関、行政機関、司法機関と連携して、ピアカウンセリングや薬物関連電話相談を実施しているほか、刑務所や保護観察所などに講師を派遣し、薬物離脱指導も実施しています。

(4) 重点課題を克服するための施策の推進

① 就労の確保

【課題と現状】

犯罪をした者等の更生に資する支援及びそれに関連する支援は、国はもとより、県、市町村、民間団体等において、様々な形で実施されています。

しかしながら、直接的に犯罪をした者等への更生に資する目的のために実施している支援を除き、司法手続を離れた者に対する支援は、多くの場合において、一般住民を対象として提供されているサービス等を通じて行われるため、自治体の各窓口をはじめ、医療機関や高齢者・障がい者等への福祉サービスを提供する福祉関係機関などの関係者が、当該事業が犯罪をした者等の更生へ資する取組であるとの意識が比較的薄い状況にあります。

犯罪を起こした者等が円滑に日常生活や社会生活を取り戻すためには、地域で様々なサービスを提供する機関が、犯罪をした者等が住民の一員として安定した生活を送ることができる環境を作るという意識のもと、連携してそれぞれの取組を進めて行く必要があります、そのためには関係者が一堂に会して情報交換を行い、ネットワーク化を促す「場」を定期的に設ける必要があります。

【国計画における国の取組】

国においては、次の事項を掲げ、その取組を推進することとしています。

- ・ 矯正施設等における職業適性の把握と、就労に繋がる知識・技能等の習得
- ・ 新たな協力雇用主の開拓・確保
- ・ 就職に向けた相談・支援等の充実
- ・ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等
- ・ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保等

【関係機関の取組に対する協力・支援】

○ 宮崎刑務所

宮崎刑務所では、退所後の就労に資する資格及び技能を習得するための職業訓練を行っており、造園技能士や玉掛け等の国家資格の取得、また、それに伴う必要な基礎知識の習得のための職業訓練・指導を行っている他、公共職業安定所（ハローワーク）等の協力を得て、就職指導等を行い、出所後の円滑な就労に繋いでいます。

○ 宮崎保護観察所

宮崎保護観察所では、矯正施設退所者等を雇用し、改善更生に協力する民間事業

者の開拓・確保に努めている他、矯正施設退所者等が退所後速やかに安定的で、継続的な就労へ移行することを促すため、就労奨励金の交付を行っています。

また、事業主が矯正施設退所者等を雇用するに当たっての不安や、負担の軽減を図るために、矯正施設退所者等が業務上の損害を与えた場合等に、見舞金が支払われる身元保証制度を実施しています。

【町が取り組むこと】

- 非行少年や刑務所出所者等が利用可能な、既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。
- 企業等に対して、矯正施設出所者等の雇用や、自立及び社会復帰に協力する「新たな協力雇用主」の確保に向けた広報等を行います。
- 障がい者就業・生活支援センターと連携し、企業と障がい者とのマッチングを行いながら、障がい者の就労支援を行います。
- 国の機関が実施する、様々な就労支援関係の会議に、主催者からの要請やケースに応じて参加し、情報の提供・共有化に努めていきます。
- 宮崎県中央福祉こどもセンターの生活困窮者自立支援相談窓口や、地域生活定着支援センターと連携し、生活困窮者、障がい者、高齢者の円滑な就労支援を実施します。

② 居住の確保

令和4年において、本県出身者で、刑務所を出所した者は109名であり、そのうち、帰住先が決まっていない者は5名(4.6%)でした。矯正施設退所時に適当な帰住先がないまま釈放された者の多くは、不安定な生活環境に置かれていることがあり、再び犯罪に手を染めるケースもあることから、釈放前に退所後の住居を確保することが重要です。

【国機関等の取組】

宮崎保護観察所では、更生保護施設(更生保護法人みやざき青雲)において住居が無かったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい矯正施設退所者等を受け入れて、宿泊場所や食事の提供や社会復帰のための就職援助、生活相談等を行っているほか、民間法人・団体等に委託して自立準備ホームを設置し、矯正施設退所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等を行っています。

国では、平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)を改正して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や「セーフティネット住宅情報提供システム」による情報提供を実施するなど、新たな「住宅セーフティネット制度」を創設しており、法務省

においては、この制度を活用し、犯罪をした者のうち住宅確保要配慮者の要件に該当する者に対して、個別の事情に応じて、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施しています。

【関係機関の取組に対する協力・支援】

○ 宮崎保護観察所

宮崎保護観察所では、更生保護施設（更生保護法人みやざき青雲）において居住が無かったり、頼るべき人がいない等の理由で、直ちに自立することが難しい矯正施設退所者等を受け入れて、社会復帰のための就職援助、生活相談等を行っている他、民間法人・団体等に委託して自立準備ホームを設置し、矯正施設退所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等を行っています。

【町が取り組むこと】

- 地域社会において安定した生活を送るため、養護老人ホーム入所への相談や入所措置、町営住宅等の入居に関する情報提供等、定住先の確保の支援を行います
- 生活保護制度の利用・促進を図るとともに、生活困窮者等を宮崎県中央福祉こどもセンターや、生活困窮者自立相談支援窓口に円滑に繋いでいけるよう取り組みます。
- 低額所得者に対して、低額な家賃で町営住宅を提供します。
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録情報を広く町民に広報します。
- 保護司と家族や、地域・関係機関が連携して、受刑者等の出所後の生活環境の調整の充実に取り組みます。
- 福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が、必要な支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を進めます。

(5) 保健医療・福祉サービスの利用支援

【現状と課題】

令和4年の県内の刑法犯の検挙人員数 1,224 名のうち、65 才以上の高齢層の検挙人員数は 363 名で約 30%を占めており、65 歳以上の高齢層の検挙人員の約 70% (256 名) が窃盗による検挙となり、殺人や強盗などの凶悪な犯罪での検挙人員は2人となっています。

また、再犯者は 179 名であり 65 歳以上の検挙人員の約 49%を再犯者が占めている状況です。

さらに、令和4年の覚醒剤や大麻などの薬物事犯の検挙人員数は 100 名であり、そのうち再犯者は 43 名と再犯率は4割超となっている状況です。

犯罪をした者のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障がいのある者、薬物事犯者が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないこと等により、支援が十分に行き届かず、再犯につながっているケースがあります。

【国の機関等取組】

宮崎刑務所では、所属する社会福祉士などが中心となって、宮崎保護観察所や県地域生活定着支援センターなどの関係機関の協力を得て、出所する高齢又は障がいのある受刑者を円滑に福祉サービスにつなげるよう努めています。

また、市町村の福祉担当部署に対し、刑務所での福祉的取組等について説明会を実施しています。

さらに、刑務官などの刑務所職員が認知症サポーター養成講座を受講したり、介護施設への見学・実習などを行っています。宮崎地方検察庁では、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢や障害により、医療・福祉サービスにつなげて支援を行うことが適当と認められる者について、宮崎保護観察所などの関係機関と連携を図り、受入れ施設の斡旋や住居の確保、就労支援などの福祉的支援（いわゆる「入口支援」）を実施しています。

さらに、平成 30 年 10 月から、宮崎県社会福祉士会と協定を締結し、社会福祉士の助言等を得られる体制を整備し、福祉的支援につなぐ取り組みを行っています。

宮崎保護観察所においては、矯正施設退所予定である高齢又は障がいのある者で帰住先が無い者を「特別調整対象者」として、地域生活定着支援センターと協力しながら、これらの者の希望する帰住先や、必要とされる支援等を検討し、帰住希望先の保護観察所や地域生活定着支援センターへつなぐ取組をしています。

【町が取り組むこと】

- 高齢者や障がいのある人等が必要とする福祉サービスに繋がるように、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等による相談事業及び、権利擁護の支援、制度等の情報提供を行います。

- 自立が困難な、更生施設出所者等が速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。
また、本町が実施している保健医療・福祉サービス等について、関係機関との情報共有を図ります。
- 18歳以上の身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病のある人を対象に、地域移行支援や地域定着支援を行うとともに、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、本人や、その保護者等からの相談に対応し、必要な情報提供を行います。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を勧めます。
- 違法薬物による被害を町民に正しく理解させ、未然防止のための普及啓発に取り組む他、薬物依存に関する先入観や偏見により、薬物事犯者本人や、その家族が地域から孤立することなく安心して回復に取り組めるよう、薬物依存に関する正しい理解の啓発を行います。
- 地域福祉を支える人材（地域福祉コーディネーター）を活用して、関係機関等が連携して、地域における助け合い（共助）と医療・介護保険サービス等を適切に組み合わせることにより、地域の持つ生活支援機能を高め、住民が共に支え合う仕組みづくりを推進します。

（６）非行の防止

【現状と課題】

令和４年の少年（１９歳以下）の刑法犯の検挙人員数は１２０名であり、過去５年間の推移を見てみると、検挙人員数については減少傾向にありますが、令和４年の再犯者は４２名で再犯者率は３割以上を占めることから、少年の再犯（非行）防止対策を推進していくことは重要です。

また、近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足や家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関・団体とより一層の連携強化を図りながら、社会全体で取り組むことが必要です。

【国機関等の取り組み】

宮崎少年鑑別所では、家庭裁判所の求めにより、観護措置を執られて収容した者に対して、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上の問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示す業務を担っています。

また、そうした専門的知識及び技術を生かし、地域の方々や関係機関の相談・依頼を受け付け、問題を抱えた少年等に対して検査や面接等を実施して、保護者等に効果的な働きかけ方の助言等を行ったり、本人に各種プログラムや法教育的指導を行ったりしています。

その取り組みの例としては、宮崎県警察との間で「宮崎少年鑑別所と宮崎県警察の少年の立ち直り支援活動に関する協定」を締結し、宮崎県警が実施している少年への支援活動に対して、少年鑑別所の専門性をもって連携できるような体制を構築しています。

【町が取り組むこと】

- 学校を始めとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。
- 非行あるいは、問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して、一貫した支援や指導に取り組みます。
- 町立小中学校へスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校等と連携して、児童生徒の状況に応じた就学支援や非行の未然防止に努めます。
- 子ども達の悩みの早期解決や心の不安を解消するため、県の教育研修センターで実施している「２４時間子供 SOS ダイアル」の相談事業の周知啓発を行います。

(7) 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯防止の推進に当たっては、地域において罪を犯したをした者等の指導・支援に当たる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、非行をした少年等に対して兄や姉のような身近な存在になり非行防止活動を行っているＢＢＳ会、矯正施設入所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員や宗教教誨を行う教誨師、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティア、活動団体が再犯防止の推進を図る上で不可欠な活動を行っています。

国においては、昭和 26 年から、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である、“社会を明るくする運動”が実施されています。

また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心を深めるため、7 月を“再犯防止啓発月間”に定めていますが、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、さらには、保護司や協力雇用主など民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

【国機関等の取組】

法務省においては、令和 5 年 5 月から「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が行われており、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢要条件等について、2 年を目処として結論を得ることとされています。

宮崎保護観察所では、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などを委員とした保護司候補者検討協議会を開催しており、同協議会の中で、保護司適任者の情報提供を受けるなどして保護司確保に努めているほか、更生保護に関わる更生保護女性会、ＢＢＳ会、協力雇用主会などの民間ボランティアに対しても必要な支援を行っています。

また、県内 12 箇所では更生保護サポートセンターを設置し更生保護活動を実施する拠点づくりを行っています。「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」については、毎年 7 月 1 日に、宮崎県知事などへの地方公共団体の長に対する総理大臣メッセージの伝達や街頭キャンペーンなどを実施しています。

宮崎刑務所においては、毎年「矯正展」を開催し、刑務所の業務内容などを県民に広く紹介するとともに、刑務所で製作した刑務所作業製品等の展示・販売を通じて、矯正行政に対する理解を深めてもらう取り組みを行っています。

宮崎少年鑑別所では、民間ボランティアや活動団体に対して、研修会等に職員を派遣して司法手続や非行少年の心理機制等についての講義を行ったり、施設見学等を受け付けて少年矯正への理解を深めてもらったりするなど、民間協力者の活動促進に向けた取り

組みを行っています。

また、小学校、中学校、高校などの依頼を受けて、非行防止や薬物乱用防止、SNSの危険性などの出前授業を行い、健康的な生活を送ること、ルールを守ることの大切さなどを児童生徒に分かりやすく説明していく取り組みも行っています。

【町が取り組むこと】

- 町民の間に、罪を犯した者等の立ち直りを支援する環境を醸成するため、保護司・更生保護女性会・BBS会等の更生保護ボランティアの募集や、活動内容に関するパンフレット等を配布する等して、民間ボランティアの確保や活動の周知に協力します。
- 社会を明るくする運動（広報活動等）や、人権研修における啓発冊子の配布等、町民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことに繋がる広報・啓発を行います。
- 東諸地区保護司会国富支部や更生保護女性会への負担金の交付等、更生保護活動を行う当該団体等の活動に対する支援を行うとともに、当該団体等の活動を周知し、積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。
- 保護司のなり手不足等に対する施策として、公務員やその退職者等、保護司適任者の確保に向けて協力を行います。

(8) 関係機関・団体等との連携強化

【現状と課題】

地域での再犯防止活動の推進には、関係する機関や団体の連携強化がとても重要となります。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向にあること、地域社会の人間関係が希薄化する等の社会環境が変化したことにより、従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、

また、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても、必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であること等の課題があります。

再犯の防止又は罪を犯した人等に対する社会復帰支援等の取り組みについて、国や県、以下の団体等と連携しながら推進します。

○ 東諸地区保護司会 国富支部

国富町の保護司で組織する団体で、犯罪や非行をした人等の立ち直りを支援する役割を担っています。

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人達が自立し、改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

【主な活動】

- 「社会を明るくする運動」強化月間（7月）に、地域の関係機関と連携し、各地区での様々な広報活動を始め、年間を通じて再犯防止や犯罪被害防止、更生保護活動に理解を求める取り組みを行っています。
- 保護司の各種研修を実施し、保護司の処遇活動に対する支援や、職務に関して必要な、資料及び情報の収集をしています。
- 行政や、更生保護協力団体間の連携及び調整をしています。
- 非行や罪を犯した人達の、立ち直り支援の理解を得るための広報、啓発活動を行っています。

【活動の拠点】

○ 東諸地区更生保護サポートセンター

国富町農村環境改善センター内に、保護司の活動拠点として、平成30年6月に開所しました。東諸地区保護司会には2つの支部があり、それぞれが特色ある活動を行っています。

各支部による「社会を明るくする運動」の活動や、各種研修の内容は「東諸地区保護司会だより」で会員に周知をしています。

○ 国富更生保護女性会

国富更生保護女性会は、地域の犯罪や非行の予防と、罪を犯した人や非行少年の更生保護に協力し、犯罪の無い明るい社会の実現に寄与する事を目的として、その目的に賛同する女性で組織するボランティア団体です。

保護司活動に対する支援や、犯罪予防活動、青少年健全育成、更生保護の普及啓発・社会奉仕活動等、幅広い活動を行っています。

令和7年3月

国富町地域福祉計画

国富町 福祉課

〒880-1192

住 所：宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 4800 番地

電 話：0985-75-9403

F A X：0985-75-9400